

「公平・連帯・納得」の税制改革実現に向けた 2026年度税制改正の対応について

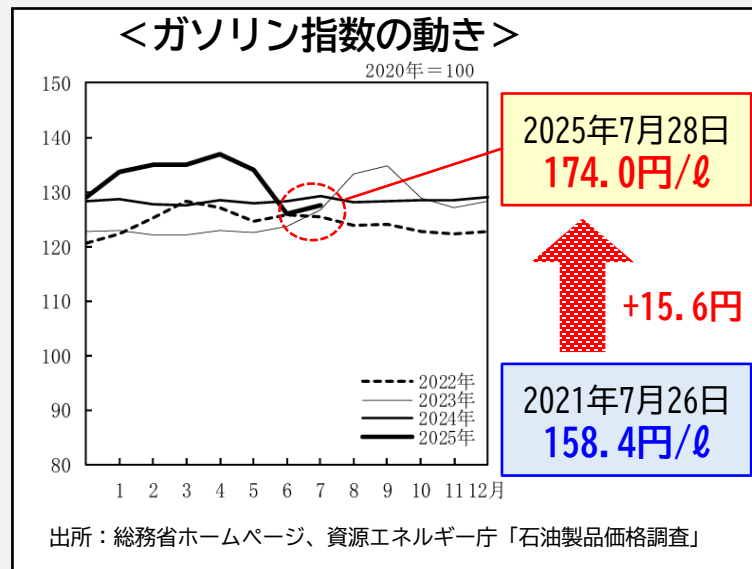


日本労働組合総連合会（連合）

税制を取り巻く現状

○昨年度税制改正からの課題の積み残し

- ・令和7年度税制改正では、少子高齢化・人口減少、所得格差の拡大、貧困の固定化など、わが国が抱える構造課題、物価高騰による国民の負担感の高まりなどに対して、**真に国民に寄り添う恒久的な支援策は打ち出されなかった。**
- ・自民、公明、国民民主の3党合意により、「いわゆる『103万円の壁』は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。いわゆる『ガソリンの暫定税率』は、廃止する。」とされたが、**現時点も抜本的な解決には至っていない。**
 - ✓所得税の基礎控除と給与所得控除の課税最低限は引き上げられ「103万円の壁」は解消されるものの、年収額により基礎控除額に差が設けられるとともに、年収200万円～850万円の層の増額は2年間に限定されるなど、**新たに多くの壁が作られ、公平・中立・簡素という税制の基本原則からかけ離れた複雑な制度設計となった。**
 - ✓揮発油税、地方揮発油税の暫定税率は、与野党6党により廃止にむけた協議が続いているが、代替財源の折り合いがつかず、**具体的な廃止時期は決まっていない。**また軽油引取税は議論の対象とされていない。
- ・**自動車関係諸税**について、令和7年度与党税制改正大綱に、「課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う」ことが盛り込まれたものの、**具体的な制度の枠組み等については明らかとなっていない。**

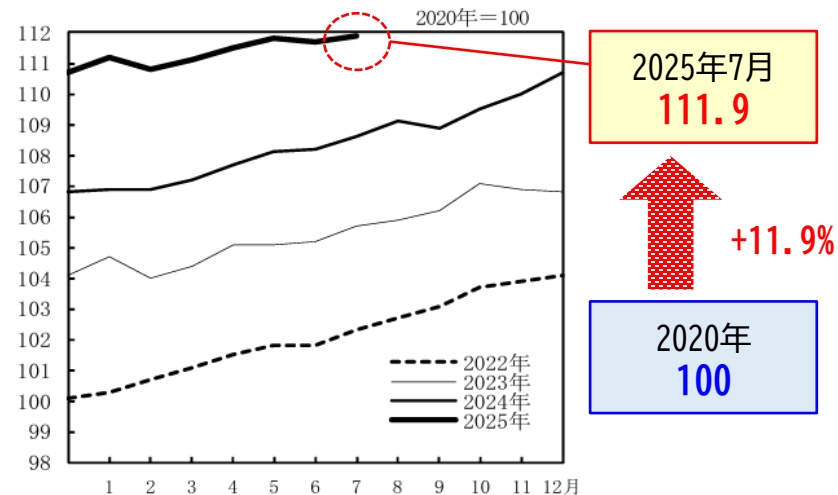


税制を取り巻く現状

○昨年度税制改正からの課題の積み残し

- ・食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇は、**国民生活、特に低所得層のくらしを圧迫**しており、第27回参議院選挙では、物価高騰対策として「国民一律2万円の給付」と「消費税減税」が争点となったが、選挙後、与党は、国民一律ではなく所得制限をつけるとしている。**真に支援を要する低所得層にはプッシュ型支援制度の構築が必要**であり、その一つとして「給付付き税額控除」の仕組みを導入し、恒久的で実効性のある対策を実現していく必要がある。

<消費者物価指数（総合指数）の動き>



出所：総務省ホームページ、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

税制を取り巻く現状

○経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）

- ・石破内閣は「骨太方針2025」において、「経済成長と財政健全化の両立」「少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化への対応」といった考え方にもとづき、税制の包括的な検討を進めるとしている。
- ・具体的には、「物価上昇局面の対応や格差の是正」「所得再分配機能の適切な発揮」「各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直し」「所得税の抜本的な改革」「デジタル社会にふさわしい税制」「納税環境の整備」「新たな国際課税ルールへの対応」が挙げられている。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

（税制改革）

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討²⁰⁶を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

²⁰⁶ 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）に基づく。

2026年度税制改正要望項目（一覧）

1. 「給付付き税額控除」の仕組み構築
2. 自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の財源確保
3. 所得課税の抜本的な見直し
 - (1) 所得税の課税最低限の見直し、人的控除の組み換え・税額控除化
 - (2) 金融所得課税の抜本的強化、将来的な所得税の総合課税化
 - (3) 退職所得課税の見直し
4. N I S A制度（対象年齢引き下げ）への対応
5. 多国籍企業による租税回避の防止
6. 納税環境の整備

＊なお、防衛力強化とその財源確保策としての増税については、まず必要性和妥当性について、国民への丁寧な説明を行うべきである。

1. 「給付付き税額控除」の仕組み構築

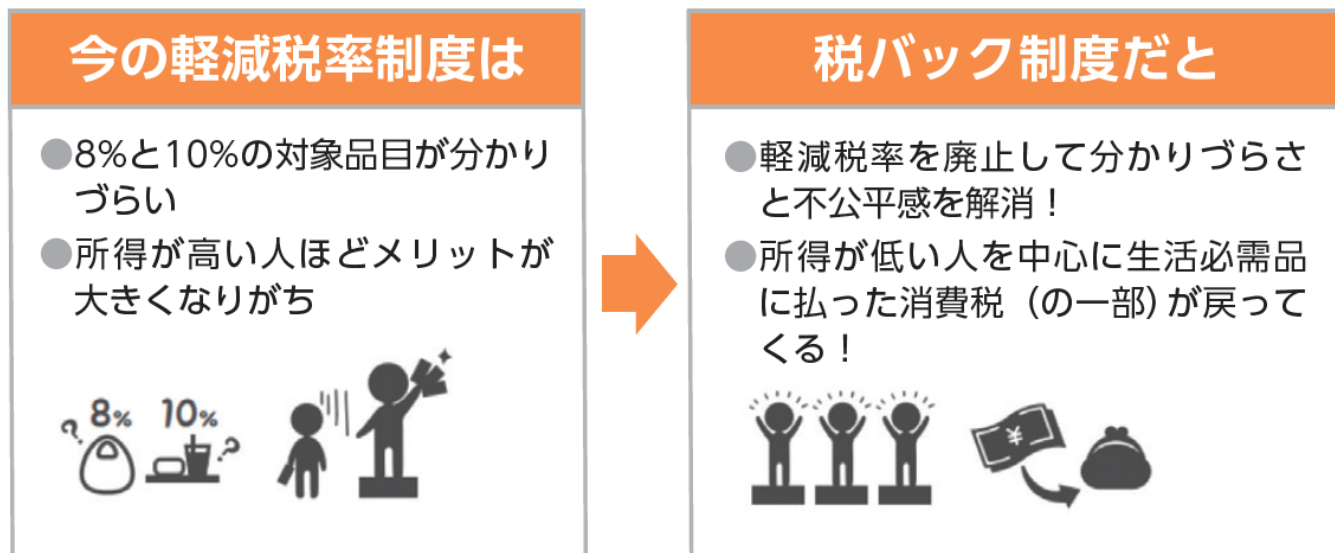
①「消費税還付制度（税バック制度）」

- ・食料品をはじめとする生活必需品などの価格高騰に苦しむ国民、特に低所得者の生活を守るため、**恒久的で実効性ある積極的な対策**として、**マイナンバーを活用した「給付付き税額控除」の仕組み**を構築し、**真に支援を必要とする層に焦点を当てた支援**が必要である。
- ・消費税には、低所得ほど年収に占める消費税の負担割合が高くなる「**逆進性**」の課題や、**軽減税率制度における高所得者ほど恩恵を受けやすい構造**などの問題があり、特に低所得者向けの支援策が必要。

【連合の考え方】

- ・飲食料品など最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を定額で給付する「**消費税還付制度（税バック制度）**」によって、**低所得者に限定した給付**を行うべきである。

<軽減税率制度の問題点と消費税還付制度（税バック制度）>



1. 「給付付き税額控除」の仕組み構築

②「就労支援給付制度」

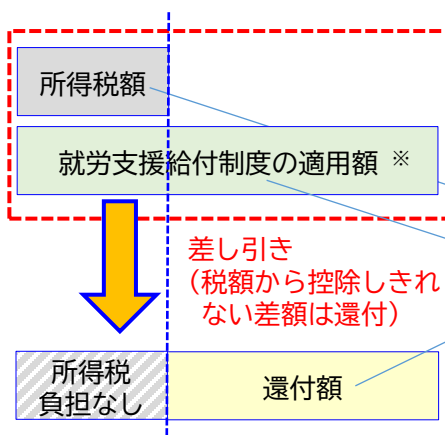
【連合の考え方】

- ・「就労支援給付制度」によって、低所得被雇用者の保険料負担の軽減をはかるべきである。
- ・なお、本制度は、いわゆる「年収の壁」問題の解消にも一定の効果が見込まれる。

<就労支援給付制度の概要>

- 給与収入65～250万円で社会保険料・雇用保険料を負担している雇用労働者に対し、社会保険料・雇用保険料（給与の約15.2%）の半額に相当する金額を、所得税額から控除する制度。
- 控除額が所得税額を上回る場合は、差額を還付する。
- 給与収入200万円超から控除額を段階的に低減・消失する。

（本制度のイメージ）



※社会保険料・雇用保険料の半額相当

（社会保険料・所得税負担の変化（概算））

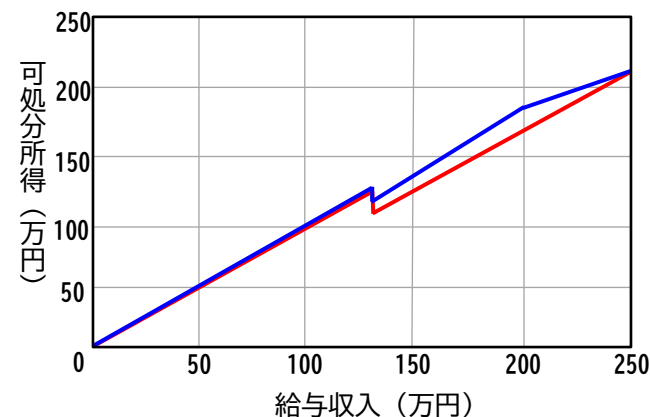
給与収入200万円・単身者の場合

（単位：円）

	現行	変更後
社会保険料・雇用保険料負担額・・・A	304,000	304,000
所得税額・・・B	3,300	3,300
就労支援給付制度の適用額・・・C	—	152,000
B－C（△の場合：還付額）・・・D	3,300	△148,700
合計負担額・・・A＋D	307,300	155,300

注：・社会保険料・雇用保険料は、給与収入の15.2%として計算。
・基礎控除以外の人的控除は考慮していない。

（本制度適用時の可処分所得の推移（イメージ））



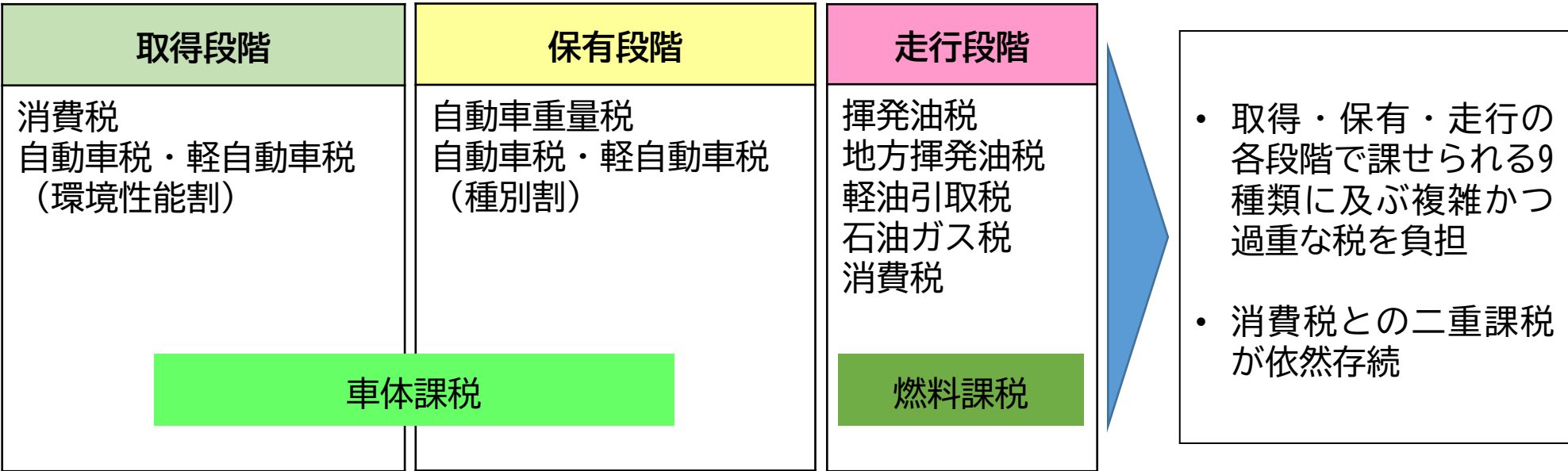
2. 自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の財源確保

- ・自動車には、取得、保有、走行の各段階で9種類に及ぶ複雑かつ過重な税金が課されている。
- ・自動車関係諸税には、いわゆる「当分の間税率」の存続、ガソリン税への消費税の二重課税など多くの課題がある。

【連合の考え方】

- ・自動車関係諸税について課税根拠や税率のあり方を総合的に整理し、いわゆる「当分の間税率」の廃止、ガソリン税などへの消費税の二重課税の見直しなど、**税の軽減・簡素化**をはかるべきである。
- ・その際、税制全体の見直しによって**地方の財源確保に配慮**すべきである。

<自動車ユーザーに課されている税負担>



2. 自動車関係諸税の軽減・簡素化、税制改革全般における地方の財源確保

- ・高騰が続くガソリン価格は、政府の補助金により全国平均価格が約175円/ℓに抑えられているものの、いまだ高止まりが続き、**特に地方のくらしと中小企業の経営に大きな打撃**を与えている。
- ・道路特定財源であった揮発油税などに暫定的な特例税率を上乗せした、いわゆる「**当分の間税率**」は、課税から約50年が経過しており、**2009年の一般財源化によってすでに課税根拠を失っている**。
- ・令和7年度与党税制改正大綱では、異なる動力源を持つ車両間の税負担の公平性等を踏まえ、利用に応じた負担について課税のあり方を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る、とされており、**「走行距離課税」等の導入を想起**させる内容が記載されている。

【連合の考え方】

- ・揮発油税などに上乗せされているいわゆる「**当分の間税率**」は、すでに課税根拠を失っているため**廃止**する。その際、税制全体の見直しによって**地方財政に影響を及ぼさないための措置**を講じる。
- ・車を必要とする生活者ほど重税となる**走行距離等**の利用に応じた課税は導入すべきではない。また、インフラの維持管理等に必要な財源確保については、**幅広い負担先の検討・議論**をすべきである。

<いわゆる「当分の間税率」>

項目		本来の税率	現在の税率	本来税率との比較 (増税率)
車体課税	自動車重量税	2,500円/0.5 t	4,100円/0.5 t	1.6倍
	揮発油税	24.3円/ℓ	48.6円/ℓ	2.0倍
燃料課税	地方揮発油税	4.4円/ℓ	5.2円/ℓ	1.2倍
	軽油引取税	15.0円/ℓ	32.1円/ℓ	2.1倍

<地方財政への影響>

税目	本来税率 現行税率	種類	見直しによる 税収影響 (概算)
揮発油税	24.3円/ℓ 48.6円/ℓ	国税(国の財源)	約1兆円
地方揮発油税	4.4円/ℓ 5.2円/ℓ	国税(地方の財源)	約300億円
軽油引取税	15.0円/ℓ 32.1円/ℓ	都道府県税	約5,000億円

出所：日本自動車工業会のデータをもとに連合にて作成

3. 所得課税の抜本的な見直し

(1) 所得税の課税最低限の見直し、人的控除の組み換え・税額控除化

- 2024年12月、自民・公明・国民民主の幹事長間において「いわゆる『103万円の壁』は国民民主党的主張する178万円を目指して、来年から引き上げる」と合意したものの、令和7年度税制改正では、160万円が引き上げ額の上限となっている。
- また、年収額により基礎控除額に差が設けられるとともに、年収200万円～850万円の層の増額は2年間に限定されるなど、新たに多くの壁が作られた。

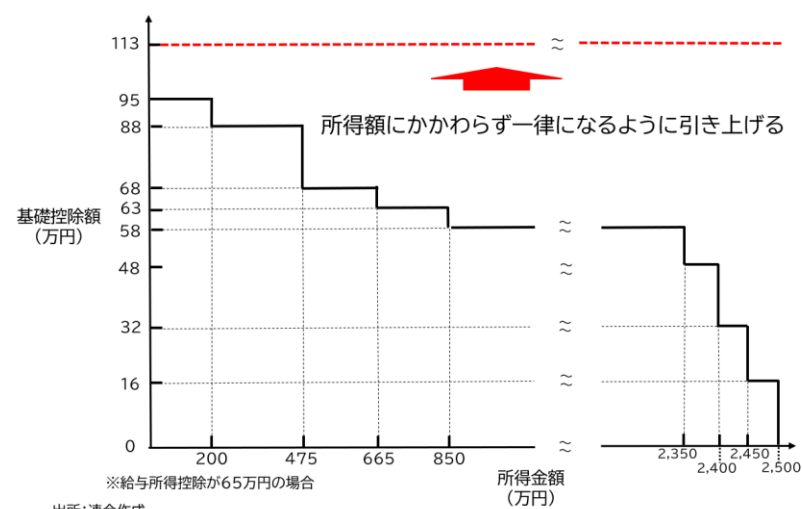
【連合の考え方】

- 自民・公明・国民民主の3党合意にもとづき、まずは所得税の課税最低限を178万円に引き上げることをめざす。
- 複雑な制度は税に対する国民の信頼低下を招く懸念があること、基礎控除が憲法25条にもとづく生存権の担保であることを踏まえ、年収額で控除額に差を設けずに一律にすべきである。

<令和7年度税制改正における所得税の課税最低限の見直し> <連合が求める課税最低限の見直し（イメージ）>

	年収要件		非課税枠		措置期間
			内訳		
			基礎控除額	給与所得控除額	
改正前	なし	103万円	48万円	55万円	恒久
改正後	200万円以下	160万円	95万円	65万円	恒久
	200万円超 475万円以下	153万円	88万円	65万円	2年間
	475万円超 665万円以下	133万円	68万円	65万円	2年間
	665万円超 850万円以下	128万円	63万円	65万円	2年間
	850万円超	123万円	58万円	65万円	恒久

出所：連合作成



3. 所得課税の抜本的な見直し

(1) 所得税の課税最低限の見直し、人的控除の組み換え・税額控除化

- ・中低所得者への支援は不十分であり、税制面での負担軽減に加えて、各種支援策の拡充が必要である。
- ・**所得控除方式**による人的控除は、所得税率の高い**高所得者ほど軽減額が大きくなる**仕組みである。

【連合の考え方】

- ・人的控除は**できるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替える**。その際、当事者の声に真に応える実効性のある施策となるよう幅広く丁寧に議論を行う。
- ・残すものは所得控除方式から**所得水準に関わらず軽減額が一定の税額控除方式に見直す**べきである。

<人的控除の組み替え（概要）>

現行制度(所得控除)			改革の方向性(税額控除)		
	所得税	住民税		所得税	住民税
基礎控除 ^{注1} 給与収入200万円以下 ⋮ 850万円～	95万円 ⋮ 58万円	43万円	税額控除化	11.3万円 ^{注3}	4.3万円
配偶者控除	38万円	33万円	扶養税額控除に統合		
扶養控除 0～15歳 16～18歳 23～69歳	⏟ 38万円 38万円	⏟ 33万円 33万円	所得制限を設けた税額控除 ^{注2} 児童手当(振替済) 高校実質無料化(振替済) ●子育て支援策、児童扶養手当の拡充等 ●就労支援、第2のセーフティネットの整備等	16～69歳 3.8万円	3.3万円
特定扶養控除 19～22歳	63万円	45万円	教育費税額控除を分離、 残りは扶養税額控除に統合 奨学金の拡充等	新設：教育費税額控除 (年齢制限なし) 2.5万円	1.2万円

注1：給与収入200万円超850万円以下については、令和7年および令和8年分の措置。

注2：扶養控除の所得制限は、平均所得以下に設定する。

注3：基礎控除額を一律113万円にした場合。

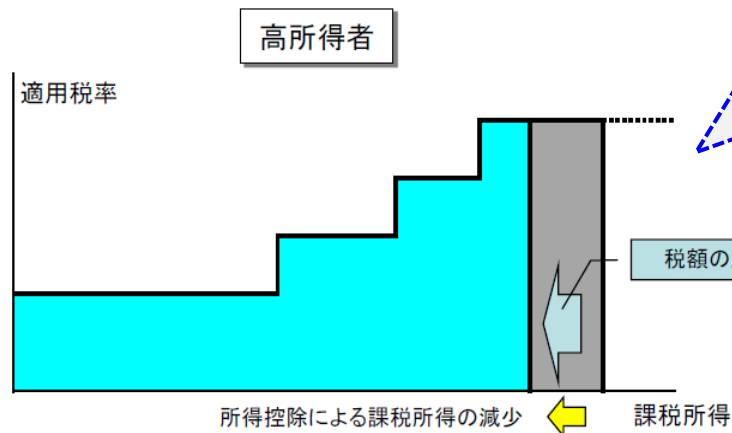
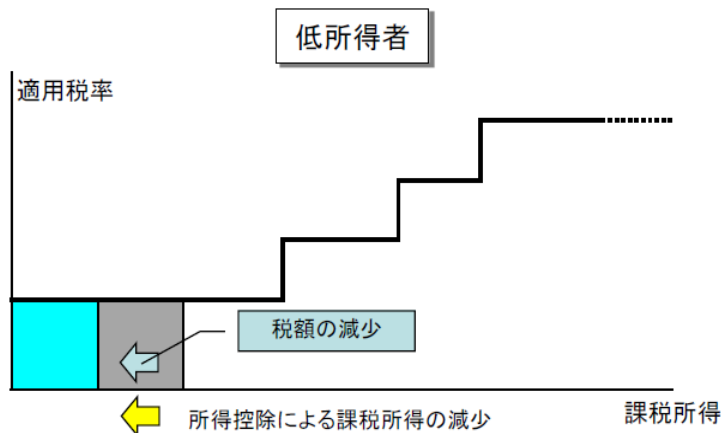
の枠組みは、税制から社会保障給付に振り替えるもの

出所：連合作成

(参考) 所得控除と税額控除の違い

所得控除

考 え 方：従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。
税負担面：高所得者ほど税負担軽減額が大きい



【イメージ】

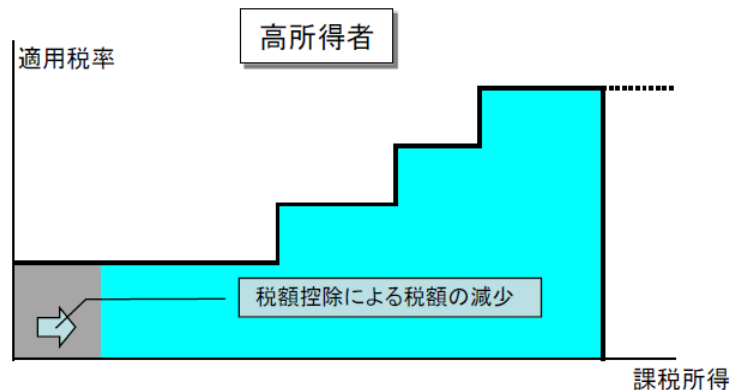
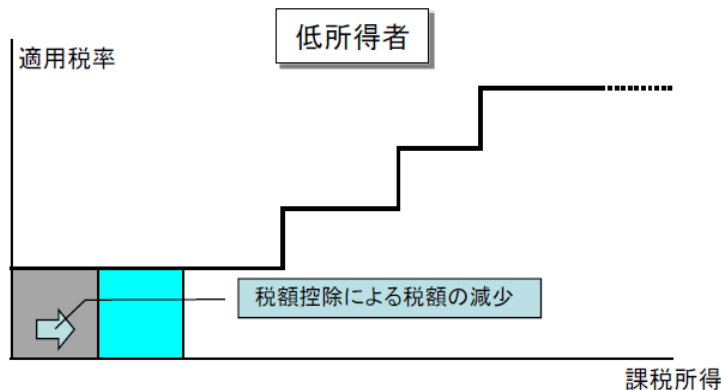
10万円の所得控除
による減税効果
(課税所得が10万円
減少した場合)

<左側>
「税率5%」部分の
所得を控除
↓
減税効果：5,000円

<右側>
「税率45%」部分の
所得を控除
↓
減税効果：45,000円

税額控除

考 え 方：税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。
税負担面：基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることができる。



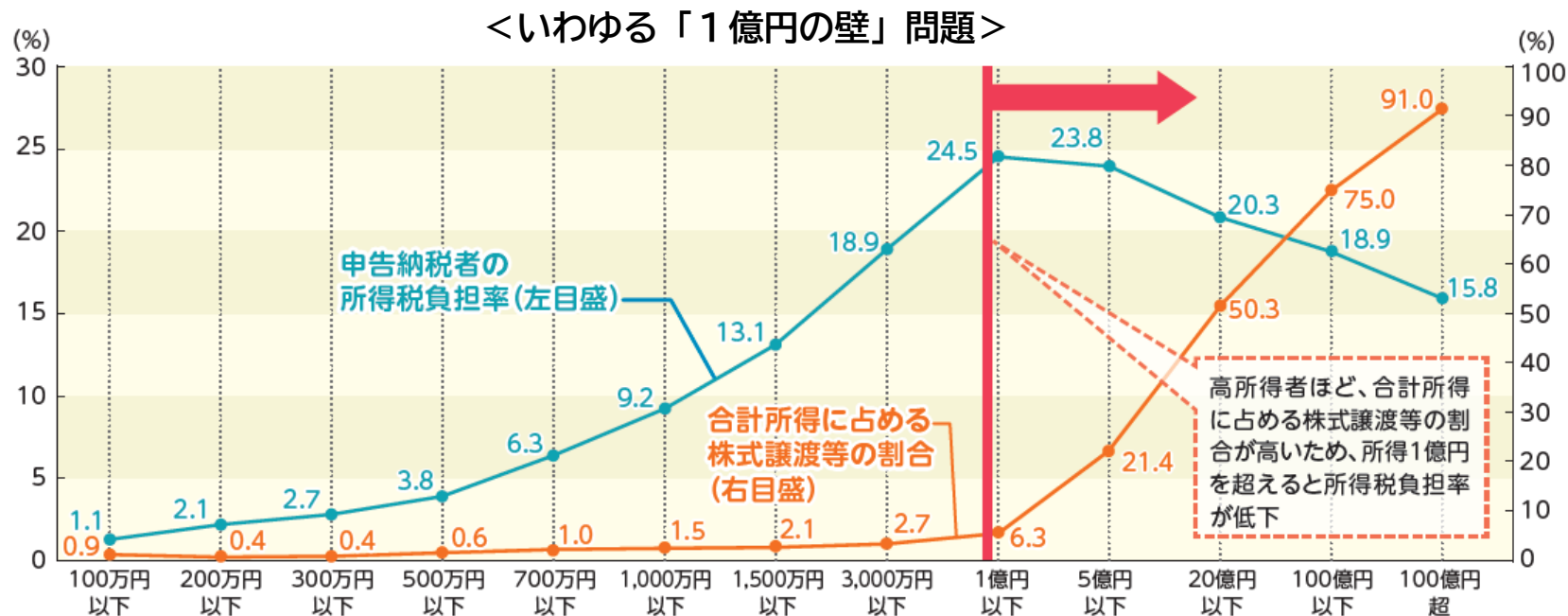
3. 所得課税の抜本的な見直し

(2) 金融所得課税の抜本的強化、将来的な所得税の総合課税化

- ・ 給与や事業所得などが累進的な総合課税である一方で、**金融所得**は分離課税され**税率は一律**である。
- ・ 令和8年度改正において、**暗号資産取引から生じる所得の分離課税化**が検討されている。
- ・ 合計所得に占める株式譲渡などの割合は高所得者ほど高いため、合計所得**1億円**を境目として、**所得税負担率が低下傾向**となる。

【連合の考え方】

- ・ **金融所得課税を抜本的に強化**するとともに、**将来的な所得税の総合課税化を検討**すべきである。
- ・ そのためには、すべての預貯金口座とマイナンバーのひも付けなどの環境整備を進め、金融所得を含めた**正確な所得捕捉が必要**である。



3. 所得課税の抜本的な見直し

(3) 退職所得課税の見直し

- ・ 政府は、勤続20年を境に勤続1年あたりの所得控除額が40万円から70万円に増額となる現行制度が労働移動の円滑化を阻害しており、見直しが必要としている。
- ・ 見直しを要する本来の背景は、労働移動の円滑化の阻害よりも、様々な理由によって離職を余儀なくされる方への配慮や、ライフスタイルの多様化に伴う就労形態の多様化を踏まえ、**就業年数に応じて退職所得控除の控除額に差を設ける意義が薄れている**ことである。

【連合の考え方】

- ・ 退職所得課税については、退職金の性格（賃金の後払い、長年の勤労に対する褒賞的給与）を踏まえて退職所得控除や分離課税などが講じられていることに十分配慮し、**勤続1年あたりの控除額を一律「年60万円※」**とする。

※現行制度と比較して退職所得控除額が「勤続60年」まで減額とならない水準

<現行の退職所得課税制度の概要>

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職金} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{(退職所得をもとに税金を計算)} \\ \hline \end{array}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超え	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

4. N I S A制度（対象年齢引き下げ）への対応

- ・2024年には投資額の上限の大幅な引き上げが行われるなど、N I S A制度の利用拡大に向けて、**制度の拡充・充実がはかられている**。
- ・「骨太方針2025」では、「全世代の国民が自身のライフプランに沿った資産形成が行えるよう、N I S A 制度の一層の充実の検討」が明記された。
- ・つみたて投資枠の対象年齢について、子ども世代の支援を目的として、**対象年齢の引き下げの要望**がなされている。

【連合の考え方】

- ・働く者・生活者の中長期的な資産形成の手段は主に貯蓄と投資があるが、N I S Aなどの投資は、一般的に余剰資金を活用して行うものであるため、まずは賃上げなどを通じた所得の底上げにより、**貯蓄できる環境を整備すべき**である。
- ・金融所得課税の強化をせずに投資優遇策を実施することは、**資産所得格差の拡大につながるため容認できない**。金融所得課税の抜本的強化など**所得再分配機能の強化をあわせて行うべき**である。

< N I S Aの概要 >

	成長投資枠	つみたて投資枠
対象年齢	18歳以上	18歳以上
非課税保有期間	無期限	無期限
対象商品	上場株式・ETF・REIT・株式投資信託等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託等
年間投資枠	240万円	120万円
非課税保有限度額	1,800万円	
	うち成長投資枠は1,200万円まで	

子ども世代の支援につながるよう、対象年齢の引き下げを要望。
(金融庁・こども家庭庁)

5. 多国籍企業による租税回避の防止

- ・ 巨大IT企業など多国籍企業による租税回避行為が横行している。
- ・ 2021年10月に「**経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意**」が140カ国・地域が参加するBEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組にて実現した。
- ・ 合意における「**第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）**」については、導入にあたって必要となる多数国間条約の策定に向けた議論がまだ続いており、条約の発効は難航・遅延している状況。また「**第2の柱（グローバル・ミニマム課税）**」は、各国の国内法の改正によって実施することとなっており、日本では令和7年度税制改正において「**軽課税所得ルール**」「**国内ミニマム課税**」が導入された。

【連合の考え方】

- ・ 合意を着実に実施していく必要があり、「第1の柱」における**多数国間条約の策定に向けた議論を加速**するとともに、**条約締結後の速やかな批准と国内法（法人税法）の改正**などを行うべきである。

経済のデジタル化に伴う、国際課税上の課題

- 国内に外国法人の支店や工場などの恒久的施設(=PE)がある場合に限り、そのPEに紐づく事業所得に課税することができます。
- しかし、経済の電子化により消費地で課税が行えない事例（パターン①）や、低課税国を介在させることで親会社の本拠地国でも十分に課税できない事例(パターン②)などが発生しています。



6. 納税環境の整備

○マイナポータルを活用した「記入済み申告制度」の普及

- ・ 行政手続きのデジタル化や税・社会保障との連携が進められているものの、現状は道半ばである。
- ・ フリーランスの増加などに対応するため、**確定申告手続きの簡素化と利便性向上**が必要である。

【連合の考え方】

- ・ マイナポータルを活用した「**記入済み申告制度**」の普及に努め、確定申告手続きの簡素化と利便性向上を実現する。